

○消防庁告示第一号

退職消防団員報償規程（昭和三十六年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

消防庁長官 池田 達雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		備考 表中の「」の記載は注記である。
(報償の制限) 第六条 次の各号の一に該当する団員に対しては、報償を行わない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者 「二」四 略	(報償の制限) 第六条 「同上」 一 禁錮「二」以上の刑に処せられた者 「二」四 同上	
改正前		

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。